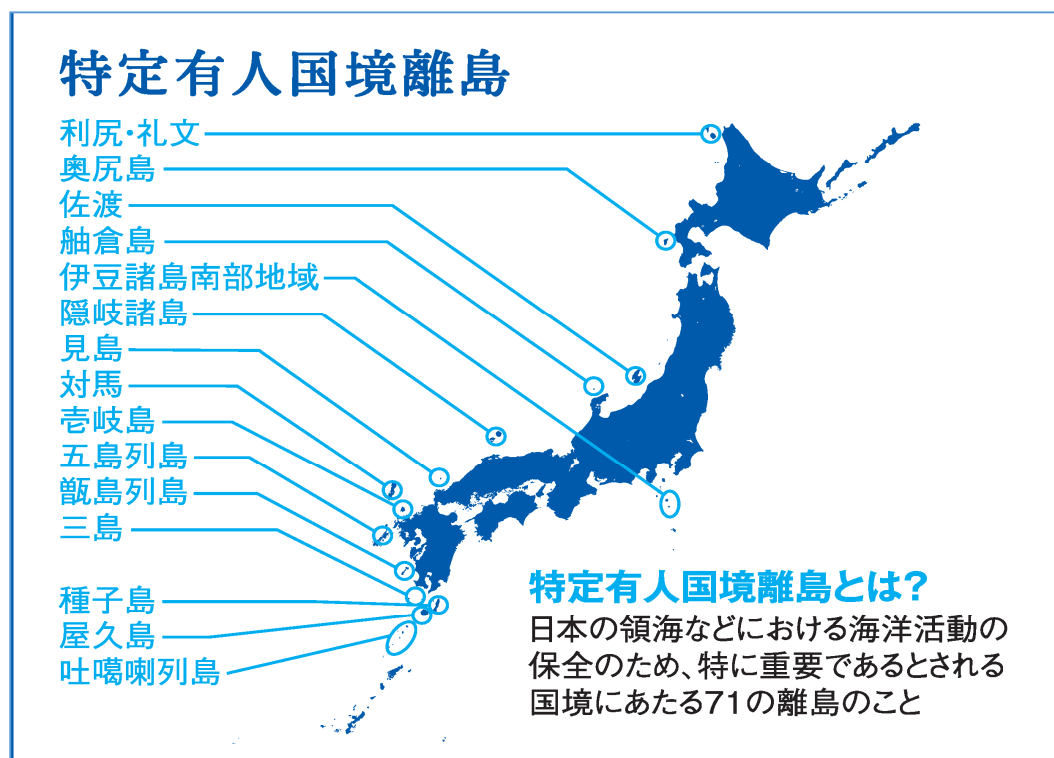


令和8年度
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
－ 雇用機会拡充事業 －
公募要領



三島村内に居住して新たに創業する者、または村内に事業所を
おいて事業拡大（雇用拡充を伴う）を行う民間事業者等に対し
て、必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和7年10月 鹿児島県三島村

目 次

1. 事業目的	．．．	1
2. 募集期間	．．．	1
3. 補助対象者	．．．	1
4. 事業に関する要件	．．．	2
5. 雇用に関する要件	．．．	2
6. 事業計画期間	．．．	3
7. 補助対象経費	．．．	3
8. 補助対象事業の上限額	．．．	4
9. 事業計画書の作成	．．．	4
10. 審査選定	．．．	5
11. 事業実績報告書の作成	．．．	6
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	．．．	6
13. 応募手続き	．．．	7
14. 個人情報管理	．．．	8
別表 雇用機会拡充事業の対象経費	．．．	9

(別添様式)

申請時：第1号様式 三島村雇用機会拡充事業申請書

第2号様式 三島村雇用機会拡充事業計画書

第3号様式 収支予算書

報告時：第3号様式 収支精算書

第4号様式 三島村雇用機会拡充事業実績報告書

第5号様式 三島村雇用機会拡充事業実績報告内訳書

1. 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2. 募集期間

① 事業申請の事前連絡期間

令和7年11月10日(月) 午後5時まで

※ 申請を希望される方は上記期間内に必ず連絡してください。

② 事業申請に係る個別相談期間

事前連絡後～**令和7年11月21日(金) 午後5時まで**

③ 事業申請書類提出締切

個別相談実施後～**令和7年12月12日(金) 午後5時役場必着**

※ 本公募は来年度の予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に申請の手続きを行うもの。補助対象者の決定や予算執行は令和8年4月1日以降を予定。

※ 事業申請書類提出後、書類の修正・確認等を行い、2月頃に審査会を実施予定（変更の可能性あり）。

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 三島村において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 三島村の事業所において事業拡大を行う者
- ③ 主として三島村の商品、サービス等の販売を目的として三島村以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）

※ 三島村内にて雇用を創出することが条件となります。雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

○創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

○事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業に関する要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 三島村にて雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要。
 - ア) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる。
 - イ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
 - ウ) 三島村以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある三島村の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は負荷価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 事業採択日以降の創業又は事業拡大が交付対象となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、三島村における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。なお、補助金助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、資金台帳や雇用保険加入状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、フォローアップを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続する必要があります。所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者※を雇用人数の最少単位として計算してください。（週20時間未満の雇用は対象外。）

※ 常用雇用者とは、事業所において期間を定めずに雇用されている人又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。
- ② 三島村に居住して創業する場合には、自らを雇用とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用すべき期間から除くことができます。
- ④ 事業採択日以前に雇用した従業員は「新たに雇用した者」には該当しません。

- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等により雇用を継続することができなくなった場合は、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としています。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご留意ください。

6. 事業計画期間

事業計画期間は、原則として村による交付決定日から令和8年3月31日までです。

ただし、三島村では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の事業計画の申請を受け付けることとしています。なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※ 三島村が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ・地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO 機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業
- ・三島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の掲げる基本目標、戦略プロジェクトの合致する事業であり、基本目標、KPI達成に大きく寄与する事業

また、複数年度の事業実施者が次に掲げる事由に該当する場合には、以降の補助金を交付することはできません。

- ① 事業実施者となった事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金等交付決定日における雇用者数を下回っている場合。
- ② 翌年の事業計画において、交付対象経費として計上している人件費の対象となる者以外の雇用創出効果が見込まれない場合。
- ③ 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費、その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合。

7. 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したのとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、また、支出を行うにあたっては以下に留意してください。

- ① 事業を実施するうえで、必要不可欠なものに限定すること。
- ② 事業採択日以前に契約や支出した経費は対象外。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象外。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象外。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応すること。
- ⑥ 国や地方公共団体等、他の補助事業により補助対象となっている経費は対象外。

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象事業費の上限額については以下のとおりです。補助率は、補助対象事業費の 75 パーセント以内です。残りは事業実施者の自己負担となりますのでご注意ください。

区分	補助対象事業費の上限額(事業者負担額)
創業	600万円(150万円)
事業拡大	1,600万円(400万円)
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200万円(300万円)

※ 設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指す。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、三島村雇用機会拡充事業計画書(別記第2号様式)に事業内容や資金計画などに加えて、以下の内容について必ず記載してください。

1 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定3年後まで(1年を超える計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで)以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定のうえ、成果目標を定めて計画を作成してください。

- ① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
- ② 経常利益(営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの)
- ③ 売上高

2 鹿児島県計画との整合

鹿児島県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する鹿児島県計画を策定しています。

この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。鹿児島県計画については、以下のホームページを参照してください。

鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

鹿児島県ホームページ→一般・県民の方々→鹿児島県の基本情報→かごしまの島々

3 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

10. 申請から事業開始まで

- ①事業実施者から申請書類の提出
- ②書類提出締切後：1次審査（事業や雇用に関する要件を満たしているか等）
- ③翌年2月頃：三島村雇用機会拡充支援事業審査委員会による審査（役場本庁で対面実施）
- ④翌年3月頃：採択可否について事業実施者に通知（書面）
- ⑤翌年4月以降：国の交付決定通知後、事業実施者へ交付決定通知書を送付
- ⑥交付決定通知後：事業開始

審査は次の観点にもとづき、外部有識者を含めた審査委員により行います。

① 雇用創出効果

- ア) 事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。
- イ) 事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。
- ウ) 3人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択するが、これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差していて、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択する。

② 事業性、成長性、継続性の判断

- ア) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えていて、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- イ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ウ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査にあたっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

- ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること。
代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るもの等、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの。
- イ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること。
- ウ) 三島村以外の地域から事業所を移転して行う事業、三島村以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること。
- エ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁忙期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの。

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。事業計画書内の資金計画について確実に記載してください。

※ 補助金は原則、事業終了後の実績報告に基づく確定（精算）払い。

（留意事項）

上記の審査基準に加え、以下のような事業については採択されませんので、ご注意ください。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業。
- イ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの。
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業。
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業。
- オ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業。

11. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（3年を超える計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績報告書（別記第4号様式）に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

事業採択後、補助金の支払は事業終了後の実績報告に基づく精算払いとなります。それまでの期間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意ください。

内閣府では、本補助金と併せて別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しています。指定金融機関から無利子（低利）融資（最長5年間（元金据え置きあり）融資上限額7,200万円）を受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下に記載した金融機関までご連絡ください。

鹿児島銀行、鹿児島県信用漁業協同組合連合会、鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島県相互信用金庫、種子屋久農業協同組合、南日本銀行

13. 応募手続き

(1) 提出書類(様式は村ホームページよりダウンロード可。)

申請書類	部数
1. 三島村雇用機会拡充事業申請書(第1号様式)	1部
2. 三島村雇用機会拡充事業計画書(第2号様式)	1部
3. 収支予算書(第3号様式)	1部
4. その他必要な書類	各1部

添付書類		部数
創 業	○ 申請者の住民票抄本 ○ 申請者の完納証明書(村税の滞納がない証明) ○ 開業届(交付決定後に提出。) ○ その他必要な書類 ・カタログ、積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料(任意様式) ・(建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合)建物位置図、改修前の写真、仕様書等 ・(店舗等借入の場合)建物位置図	各1部
事業 拡大	【個人事業主の場合】 ○ 申請者の住民票抄本 ○ 申請者の完納証明書(村税の滞納がない証明) ○ 直近(2年分)の確定申告書一式(税務署受付印のあるもの) ○ その他必要な書類 ・カタログ、積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料(任意様式) ・(建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合)建物位置図、改修前の写真、仕様書等 ・(店舗等借入の場合)建物位置図	各1部
事業 拡大	【法人の場合】 ○ 定款 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 直近(2年分)の決算書(貸借対照表、損益計算書) ○ 直近(2年分)の事業報告書、貸借対照表(NPO等の場合) ○ 完納証明書(村税の滞納がない証明) ○ その他必要な書類 ・カタログ、積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料(任意様式) ・(建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合)建物位置図、改修前の写真、仕様書等 ・(店舗等借入の場合)建物位置図	各1部

(2) 提出先及び問い合わせ先

三島村役場 定住促進課 雇用機会拡充事業担当

〒892-0821 鹿児島市名山町12番18号

TEL:099-222-3141 / FAX:099-223-1832

※ 応募書類及び添付書類等については、「14. 個人情報の管理」に基づいて適切な管理を行います。

※ 提出された応募書類等は返却できません。

14. 個人情報の管理

本事業への応募にあたり三島村が取得した個人情報については、補助事業者による審査・採択・事業管理以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提出を求められた場合を除く。)なお、国及び鹿児島県も審査、選定、事業管理において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	＊創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ＊上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ＊上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限る。 注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象外。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外。
改修費	＊事業の用に供する建物および建物付属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外。
広告宣伝費	＊広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM 製作・配布・郵送費 ＊商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	＊創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に限る。） ＊創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。） ＊給与・賃金は 1 人あたり常勤雇用の場合、月額 35 万円、非常勤雇用の場合、月額 20 万円、パート・アルバイトは月額 8 千円/人を上限とする。 注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象外。
研究開発費	＊商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所移転費	＊村外から村内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	＊従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受託にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象外。